

旭川市耐震改修促進計画
概要版

令和4（2022）年3月
旭川市

第1 はじめに

(1) 背景と目的

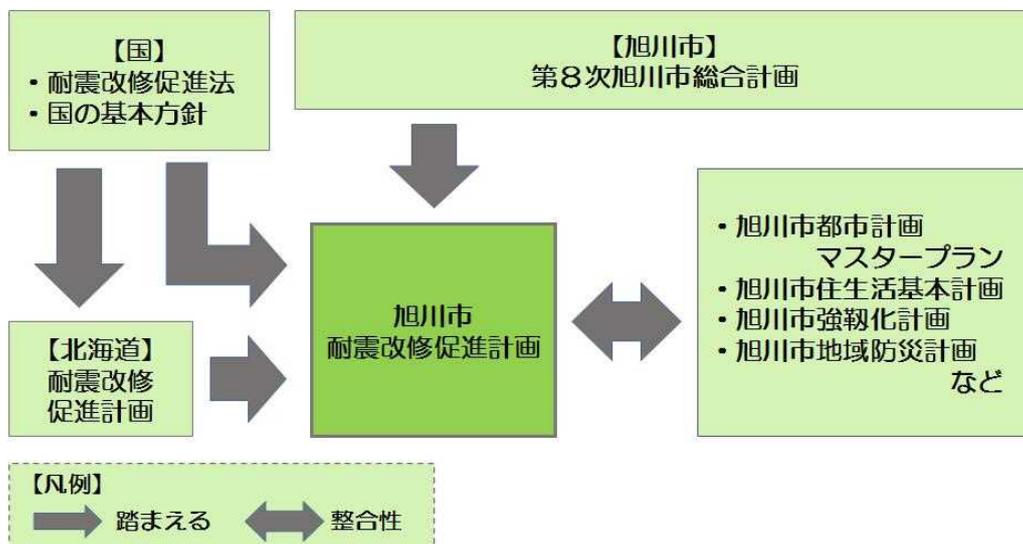
平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、平成30年の北海道胆振東部地震等により、建築物に多くの被害が発生したことを踏まえ、大規模地震の発生に備えて建築物の耐震化を早急に進める必要があります。

本市では、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、旭川市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を平成20年度に策定し、適宜改定を行いながら市内の建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

令和3年には、国による建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（以下「国の基本方針」という。）及び北海道耐震改修促進計画が改定され、耐震化の新たな目標が示されたことから、近年の現状等を踏まえ、本計画を改定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項により定めるものであり、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画、第8次旭川市総合計画等を踏まえたもの又は関連する計画との整合性を図るものとしています。



(3) 対象区域

本計画の対象区域は、旭川市内全域とします。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までとします。

なお、本計画は必要に応じ適宜、計画内容や目標の見直しを行います。

第2 前計画における取組と課題

(1) 前計画における主な取組

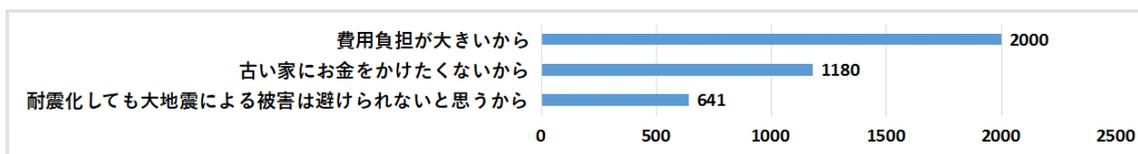
前計画では、建築物の耐震化を促進するため、主に以下の取組を実施してきました。

- 地震防災マップを作成するなど、耐震化に向けた啓発及び知識の普及
- 耐震化に関する情報提供や相談受付の環境整備
- 住宅や大規模建築物に対する耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の実施 など

(2) アンケート結果

- 住宅の所有者の意識

耐震改修に踏み切れない理由として、「費用負担が大きいから」という回答が最上位



<耐震改修の予定がない世帯の耐震改修をしない理由（一部抜粋） 住宅の所有者へのアンケート調査（国交省実施）>

- 多数の者が利用する建築物の所有者の意識

耐震診断の予定がない理由として、「耐震診断費用が高額なため」という回答が最上位



<耐震診断の予定がない理由 多数の者が利用する建築物の所有者へのアンケート調査（旭川市実施）>

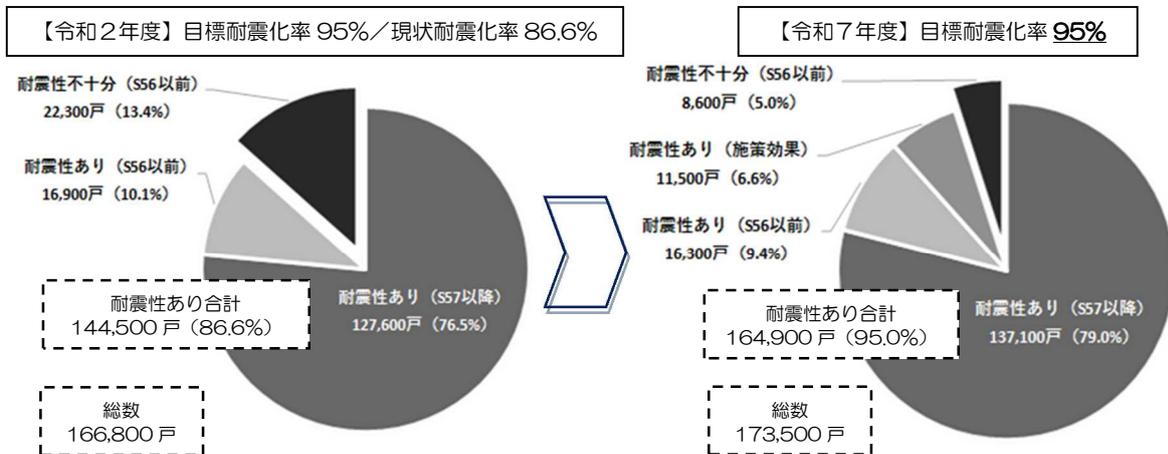
(3) 前計画やアンケートから見えた課題

前計画の取組結果や建築物の所有者へのアンケート結果から、主に次の課題が見えてきました。

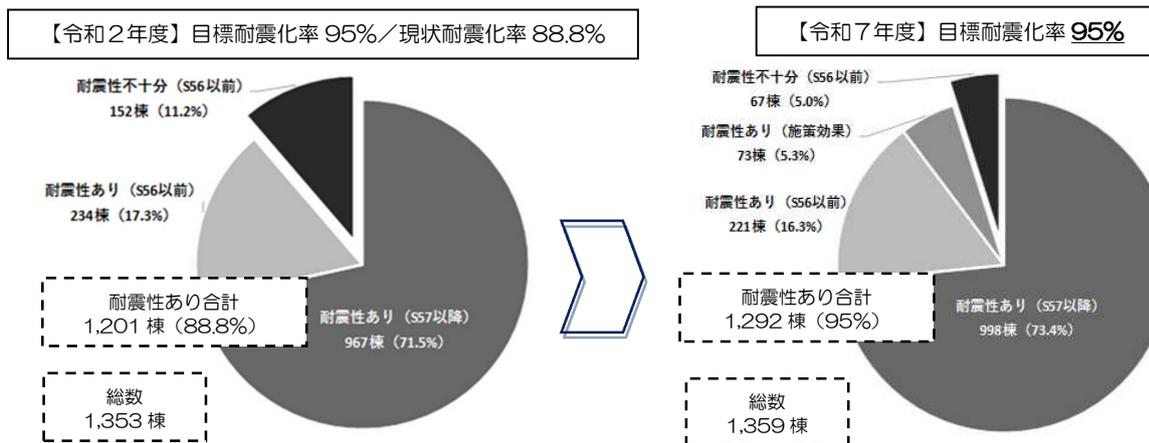
- 課題1 耐震性が不十分な住宅の所有者は、高齢者の割合が多く耐震診断や耐震改修にあまり積極的ではない傾向があります。
- 課題2 費用を抑えるためリフォームに合わせて耐震改修を実施するなど、効果的な改修方法の周知が進んでいない状況です。
- 課題3 アンケート結果では、費用の自己負担が大きいことを理由に耐震診断や耐震改修に踏み切れないという回答が最も多く、経済的な要因が課題となっています。
- 課題4 昇降機やブロック塀の地震対策の情報提供が不足しているほか、地震時に通行を確保すべき道路の指定範囲を再度見直す必要があります。

第3 耐震化の現状と目標

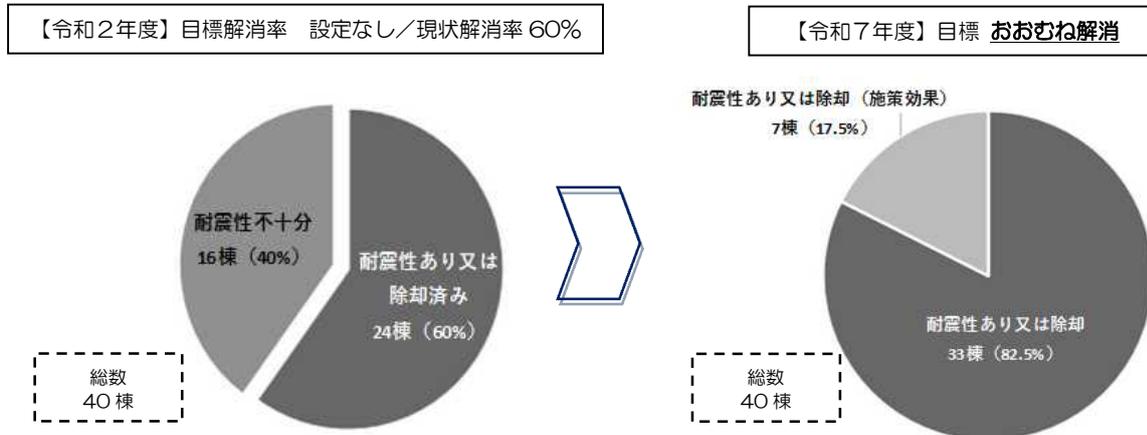
(1) 住宅の耐震化の現状と目標



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標



(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状と目標

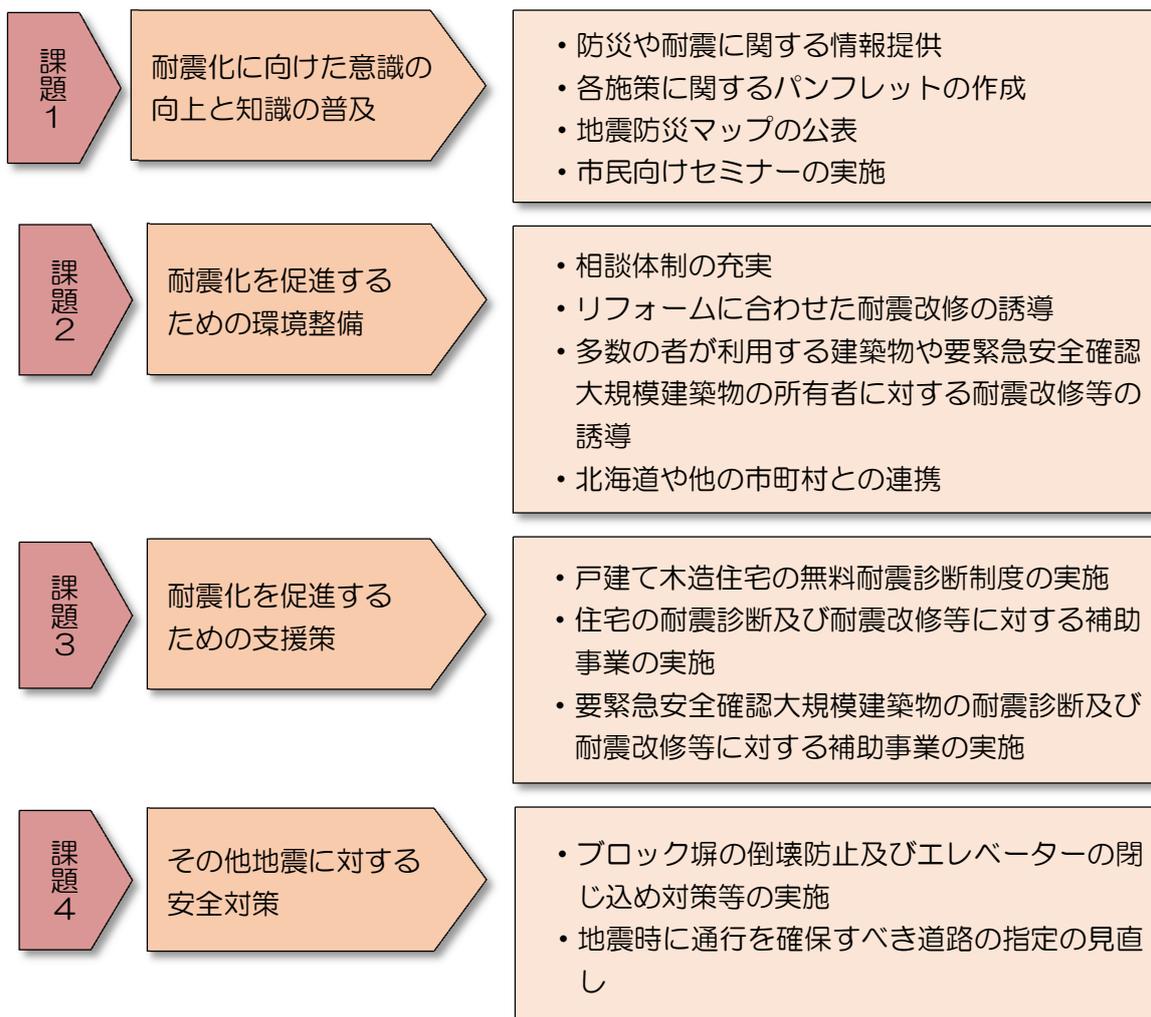


第4 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 基本的な取組方針

- 地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震化を促進します。
- 住宅や要緊急安全確認大規模建築物などの多数の者が利用する建築物について、重点的に耐震化を進めます。

(2) 課題の解決に向けた主な施策と取組



第5 法に基づく指導等の実施

- 特定既存耐震不適格建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対しては、耐震診断や耐震改修について、必要な指示を行います。
- 耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者等が必要な措置を取らなかった場合には、勧告や命令を行うことがあります。